令和5年度決算に基づく 高知市の健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

高知市監查委員

高知市長 桑 名 龍 吾 様

高知市監査委員 細川哲也高知市監査委員 金子 努高知市監査委員 長尾和明高知市監査委員 浜口佳寿子

令和5年度決算に基づく高知市の健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく高知市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

# 目 次

令和5年度決算に基づく高知市の健全化判断比率の審査意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· • • •	1
令和5年度決算に基づく高知市の資金不足比率の審査意見・・・・・・・・・・・・・・・		9

令和5年度決算に基づく高知市の 健全化判断比率の審査意見

# 令和5年度決算に基づく高知市の健全化判断比率の審査意見

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

## 第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく高知市の実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率及び将来負担比率 (以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第3 審査の期間

令和6年8月8日から同年9月4日まで

## 第4 審査の着眼点及び実施方法

審査は、高知市監査基準に準拠し、健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が関係法令等に適合し、かつ、正確に行われているかについて、提出された関係資料との照合などの方法によって実施した。

## 第5 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

(単位:%,ポイント)

							(+14.	70, 41-12-17
		令和5	年度	令和4	年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
			対 前 年 度 比 較		対前年度比 較	サ和る牛皮	十规使主化盔毕	與政府王盔毕
実 質 赤	字 比 率	_	-	-	_	_	11. 25	20. 00
連結実質	赤字比率	_	l	ı	_	_	16. 25	30.00
実質公債	費比率	12. 9	0. 2	12. 7	△ 0.3	13. 0	25. 0	35. 0
将 来 負	担 比 率	153. 1	△ 7.8	160. 9	△ 12.1	173. 0	350. 0	

<sup>(</sup>注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、「-」と表記している。

審査の状況及び意見は、次のとおりである。

## 1 審査の状況

健全化判断比率の審査の状況は,次のとおりである。

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは,一般会計等を対象とした「実質赤字額」の「標準財政規模」に対する比率である。

実質赤字比率の状況は,次表のとおりである。

#### 実質赤字比率の状況

(単位:千円)

								実	質 収 才	Ż	額	
		숲	計	名 等		令和:	5年	度	令和.	4年	度	人和《左左
							対 比	前 年 度 較		対 比	前 年 度 較	令和3年度
_	_		般	会	計	410, 957	Δ	988, 314	1, 399, 271	Δ	3, 487, 512	4, 886, 783
般	45. 6. 71. 646	土地口	区画整理	<b>里事業清算</b>	金特別会計	0		0	0		0	0
会計等	一般会計等 に 属 す る 特 別 会 計	へき	地診療	景 所 事 業	特別会計	0		0	0		0	0
寺	10 20 24 11	母子父	子寡婦福	私資金貸付	<b>计事業特別会計</b>	0		0	0		0	0
	台	ì		111111111111111111111111111111111111111	i <del>l</del>	410, 957	Δ	988, 314	1, 399, 271	Δ	3, 487, 512	4, 886, 783
	標	準	財政	汝 規	模	80, 682, 861		969, 491	79, 713, 370	Δ	1, 645, 178	81, 358, 548
	実	質 赤	字 比	率 (%	6 )	_		_			_	_

(注) いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから,実質赤字比率を「-」と表記している。

当年度の一般会計等の実質収支額の合計は410,957千円の黒字となっていることから, 実質赤字比率は算定されていない。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計及び全特別会計を対象とした「実質赤字額(又は資金の不足額)」の「標準財政規模」に対する比率である。

連結実質赤字比率の状況は, 次表のとおりである。

## 連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

												(平位, 1	
							実質収支額	<b>頁又は資金の不足</b>	(乗	(1余)額			
	会 計 名 等			令和5	年月	隻	令和4	年			う和3年度	ér:	
					対比	前 年 度 較		対比	前 年 度 較	T	7 和 3 平皮	ż	
		_	般 会 計		410, 957	Δ	988, 314	1, 399, 271	Δ	3, 487, 512		4, 886,	783
一般		en. A al en	土地区画整理事業清算金特別会計		0		0	0		0			0
슺	一に特	般会計等属の計算	へき地診療所事業特別会計		0		0	0		0			0
許等	14	加云前	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0		0	0		0			0
		一般	会 計 等 合 計		410, 957	Δ	988, 314	1, 399, 271	Δ	3, 487, 512		4, 886,	783
			国民健康保険事業特別会計		270, 909		19, 844	251, 065		49, 148		201,	917
公			収益 事業特別会計	Δ	3, 503, 238		566, 235	Δ 4, 069, 473		530, 602	Δ	4, 600,	075
	特	改会計等以外の 別 会 計 のうち	駐車場事業特別会計	Δ	88, 548		65, 937	Δ 154, 485		56, 810	Δ	211,	295
営	公 特別	営 企 業 に 係 る 川会計以外の会計	介護保険事業特別会計		463, 263	Δ	320, 338	783, 601		165, 105		618,	496
			後期高齢者医療事業特別会計		181, 160		9, 603	171, 557		15, 289		156,	268
事			小 計	Δ	2, 676, 454		341, 281	Δ 3, 017, 735		816, 954	Δ	3, 834,	689
		法適用企業	水 道 事 業 会 計		10, 593, 683	Δ	1, 185, 706	11, 779, 389	Δ	1, 475, 294		13, 254,	683
NIZ.			公共下水道事業会計		3, 494, 283		280, 029	3, 214, 254		693, 478		2, 520,	776
業	営		卸売市場事業特別会計		0		0	0		0			0
	企業会	法非適用企業	国民宿舎運営事業特別会計		0		1, 438	Δ 1, 438		34, 778	Δ	36,	216
숲	会計	仏外週用正未	産業立地推進事業特別会計		171, 791		171, 791	0		0			0
			農業集落排水事業特別会計		19, 928		19, 928	0		0			0
計			小計		14, 279, 685	Δ	712, 520	14, 992, 205	Δ	747, 038		15, 739,	243
		公 営	事業会計合計		11, 603, 231	Δ	371, 239	11, 974, 470		69, 916		11, 904,	554
	総	合 計	(連結実質赤字額)		12, 014, 188	Δ	1, 359, 553	13, 373, 741	Δ	3, 417, 596		16, 791,	337
	標	準	財 政 規 模		80, 682, 861		969, 491	79, 713, 370	Δ	1, 645, 178		81, 358,	548
į		結実質赤	字 比 率( % , ポ イント)		の 土力 は 表え		- 1. #311 2	_		=			_

(注) いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、連結実質赤字比率を「-」と表記している。

「実質赤字額(又は資金の不足額)」の算定に際しては、公営事業会計のうち「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」に分類される5会計は、 実質収支額を算定することとされている。

当年度は、「国民健康保険事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」及び「後期高齢者医療事業特別会計」が黒字となっているものの、「収益事業特別会計」及び「駐車場事業特別会計」が赤字となっており、実質収支額の合計は2,676,454千円の赤字となっている。

次に,「公営企業会計」に分類される6会計は,資金の不足額又は剰余額を算定することとされている。

当年度は、「水道事業会計」、「公共下水道事業会計」、「産業立地推進事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」では資金の剰余額が生じているほか、「卸売市場事業特別会計」及び「国民宿舎運営事業特別会計」では資金の不足額又は剰余額は生じていない。

公営企業会計全体としては、14,279,685千円の資金の剰余額が生じているが、これは、 主として「水道事業会計」において10,593,683千円の資金の剰余額が生じていることによ るものである。

当年度の全会計の合計は、12,014,188千円の黒字となっていることから、連結実質赤字 比率は算定されていない。

## (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは,一般会計等が負担する「元利償還金及び準元利償還金」の「標準 財政規模」に対する比率であり,数値が大きいほど財政規模に対する借入金の返済額(公 債費)の割合が高いことを示す指標である。

算定方法は、「元利償還金及び準元利償還金」から「特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額を、「標準財政規模」から「元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額で除した、単年度の比率の3か年平均を算出するものである。

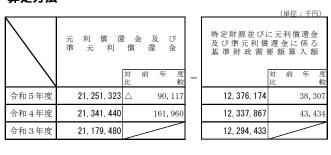
実質公債費比率の状況及び算定方法は、次表のとおりである。

### 実質公債費比率の状況

(単位:%, ポイント)

	実質公債費	'比率
		対 前 年 度 比 較
令和5年度	12. 9	0.2
令和4年度	12. 7	△ 0.3
令和3年度	13. 0	

## 算定方法



	標	準	財	政対比	-	模
令和5年度	8	30, 68	2, 861		96	69, 491
令和4年度		79, 71	3, 370		1, 64	15, 178
令和3年度	{	31, 35	8, 548			

	元 利 償 還準 元 利 償 還基 準 財 政 需!	金に係る
-		対 前 年 度比 較
	11, 634, 417	50, 756
	11, 583, 661	50, 866
	11, 532, 795	

当年度の実質公債費比率は12.9%で、前年度と比較すると0.2ポイント悪化しているものの、早期健全化基準である25.0%を下回っている。

## (4) 将来負担比率

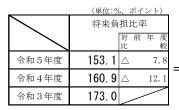
将来負担比率とは,「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額」の「標準財政規模」に対する比率であり,数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性の度合いが高いことを示す指標である。

算定方法は,「将来負担額」から「充当可能財源等」を控除した額を,「標準財政規模」から「元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額で除して算出するものである。

将来負担比率の状況及び算定方法等は、次表のとおりである。

## 算定方法

#### 将来負担比率の状況







標準財政規模 対前年度 令和5年度 80,682,861 969,491 令和4年度 79,713,370 △ 1,645,178 令和3年度 81,358,548

準元利償還	量金及び 量金に係る 要額算入額
	対 前 年 度比 較
11, 634, 417	50, 756
11, 583, 661	50, 866
11, 532, 795	

#### 将来負担額

								(単位:千円)
	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組 合負担等見込額	退 職 手 当 負 担 見 込 額	設立法人の 負債額等 負担見込額	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
令和5年度	205, 954, 021	2, 053, 553	51, 109, 388	5, 476, 224	17, 624, 761	0	0	0
令和4年度	210, 253, 765	2, 255, 270	53, 135, 192	5, 889, 243	17, 174, 122	0	0	0
令和3年度	210, 890, 168	2, 460, 247	53, 365, 195	6, 207, 383	17, 504, 589	0	0	0

#### 充当可能財源等

			(単位:千円)
	充 当 可 能 基 金	充当可能特定歳入	基準財政需要額 算 入 見 込 額
令和5年度	18, 601, 607	7, 016, 374	150, 838, 867
令和4年度	17, 342, 737	7, 008, 300	154, 727, 179
令和3年度	6, 461, 768	6, 852, 649	156, 303, 051

当年度の将来負担比率は153.1%で、前年度と比較すると7.8ポイント改善しており、早期健全化基準である350.0%を下回っている。

## 2 審査意見

当年度決算に基づく健全化判断比率のうち,実質赤字比率及び連結実質赤字比率は,前年 度同様に,実質赤字額が生じていないことから,算定されていない。

実質公債費比率については12.9%で、前年度に比較して0.2ポイント悪化しているものの、 平成25年度から継続して、地方債の発行に国又は都道府県の許可を要する18.0%を下回って いる。

なお,実質公債費比率は,単年度の同比率の3か年平均により算定されることとなっており,単年度で比較した場合には,当年度は前年度より約0.36ポイント改善している。

また,将来負担比率については153.1%となっており,令和元年度の180.2%から徐々に改善してきている。

これらの健全化判断比率については、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を下回っているが、他の中核市の前年度決算における比率と比較すると、極めて厳しい結果となっている。

今後も市税収入や地方交付税などの動向が不透明であることに加え、老朽化が進む公共施設の維持更新経費や南海トラフ地震対策経費のほか、医療・介護などの社会保障費や子ども・子育て支援事業に多大な財政負担が見込まれており、令和5年7月に策定した「高知市財政健全化プラン2023」に掲げる財政健全化に向けた取組を着実に進め、健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、行財政改革の推進に取り組まれたい。

,	- 8 -	

令和5年度決算に基づく高知市の 資金不足比率の審査意見

# 令和5年度決算に基づく高知市の資金不足比率の審査意見

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

## 第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく高知市の各公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の期間

令和6年8月8日から同年9月4日まで

## 第4 審査の着眼点及び実施方法

審査は、高知市監査基準に準拠し、資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が関係法令等に適合し、かつ、正確に行われているかについて、提出された関係資料との照合などの方法によって実施した。

# 第5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

(単位:%, ポイント)

		.度 対 前 年 度 比 較	令和4年	F度 対前年度 比 較	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	_	_	_	_	_	
公共下水道事業会計	_	_	_	_	_	
卸売市場事業特別会計	_	-	-	_	-	20.0
国民宿舎運営事業特別会計	_	-	*	_	119. 5	
産業立地推進事業特別会計	_	_		_		
農業集落排水事業特別会計	_	_	_	_	_	

(注1) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「一」と表記している。

(注2) 資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業の規模が0のため、資金不足比率が算定されないことを示す。

審査の状況及び意見は、次のとおりである。

## 1 審査の状況

資金不足比率とは,各公営企業における「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率であり,経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

各公営企業会計の資金不足比率等の状況は、次表のとおりである。

#### 資金不足比率等の状況

(単位:千円,%,ポイント)

		令和5年	資	金	不 足	比	率		
会	計	名	資 金 の 不足(剰余)額	事業の規模	令和5	年度 対 前 年 度 比 較		年度対前年度比 較	令和3年度
水道	事 業	会 計	10, 593, 683	5, 815, 321	_	_	_	_	_
公共下	水道事	業会計	3, 494, 283	5, 930, 874	_	_	_	_	_
卸売市:	場事業特	別会計	0	220, 760	_	_	_	_	_
国民宿舎	運営事業	特別会計	0	0	_	-	*	_	119. 5
産業立地	推進事業	特別会計	171, 791	1, 023, 791	_	-	_	_	_
農業集落	排水事業	特別会計	19, 928	48, 063	_	_	_	_	_

- (注1) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「一」と表記している。
- (注2) 資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業の規模が0のため、資金不足比率が算定されないことを示す。

「公営企業会計」に分類される6会計のうち、「水道事業会計」、「公共下水道事業会計」、「産業立地推進事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」では資金の剰余額が生じており、「卸売市場事業特別会計」及び「国民宿舎運営事業特別会計」では資金の不足額は生じていないことから、これらの会計では資金不足比率は算定されていない。

なお,「国民宿舎運営事業特別会計」については,「国民宿舎桂浜荘」が令和3年10月から休館しているため,前年度に引き続き,当年度決算において営業収益に相当する収入がなく,事業の規模が0円となっている。

## 2 審査意見

当年度決算については、いずれの公営企業会計においても資金の不足額が生じていないことから資金不足比率は算定されていない。

なお、「国民宿舎運営事業特別会計」において運営している「国民宿舎桂浜荘」は、令和3年10月から休館していることから、当年度において実施したサウンディング型市場調査の結果等を踏まえ、同宿舎の有効的な利活用が実現されるよう、着実な事業実施に努められたい。